

令和7年12月19日

北区消防団運営委員会（第1回）

次 第

1 開会

2 委員長あいさつ

3 委員紹介

4 議事

(1) 会議の公開等について

(2) 前回の諮問事項及び答申内容について

(3) 今回の諮問事項について

「切迫する首都直下地震に備え、効果的な活動の実現に向けた災害活動力の継続的な強化方策について」

5 閉会

資料1 委員名簿

資料2 座席表

資料3 北区消防団運営委員会傍聴規程

資料4 附属機関等の会議の公開基準について

資料5 令和5年・6年度の特別区消防団運営委員会の答申について

資料6 特別区消防団運営委員会の諮問について

資料 1

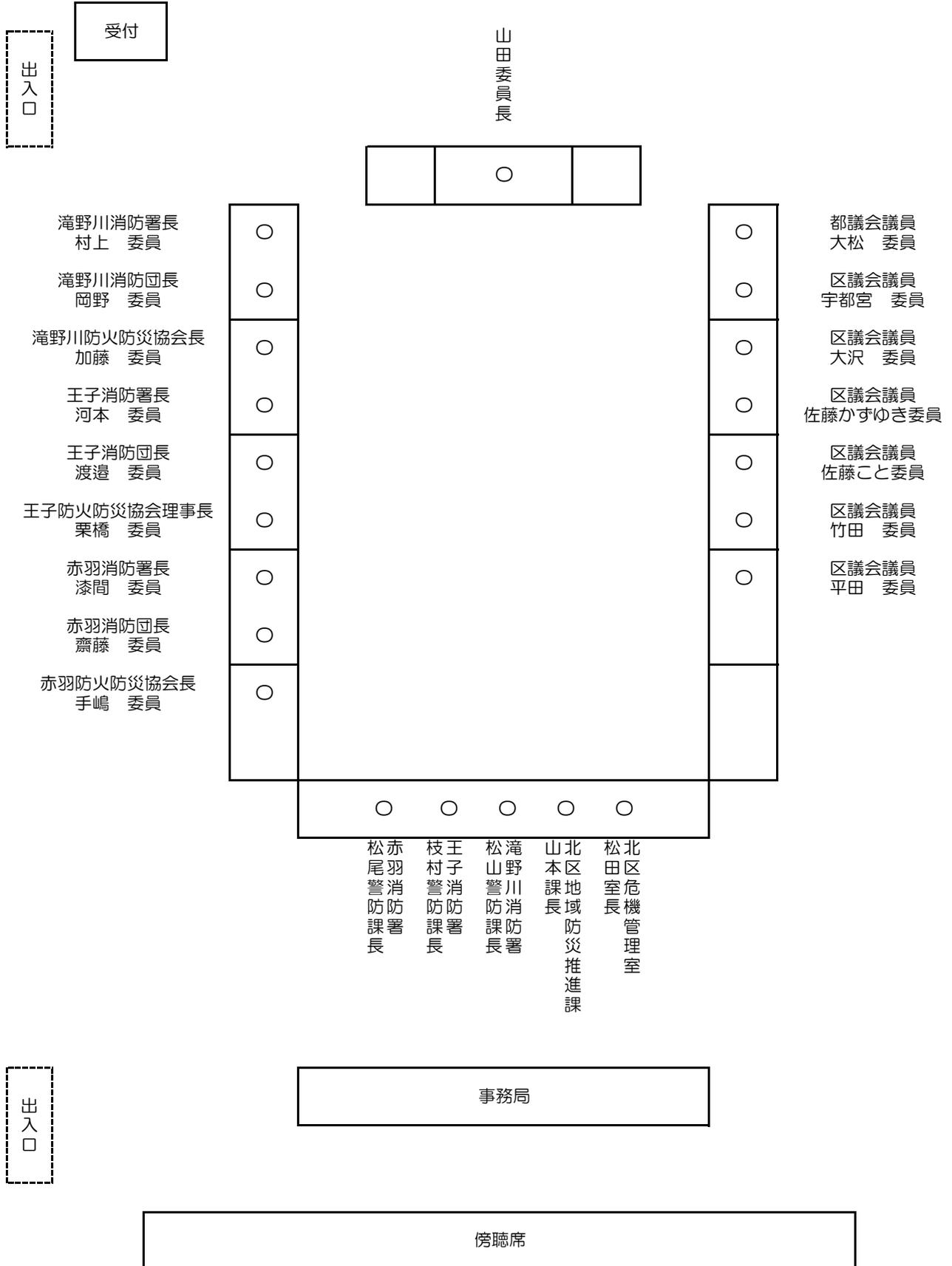
東京都北区消防団運営委員会委員名簿

(令和 7 年 1 2 月現在)

No.	役職	氏 名 (敬称略)	職 務 名
1	委員長	やまだ かなこ 山田 加奈子	北 区 長
2	委 員	おおまつ 大松 あきら	都議会議員
3	”	うつのみや 宇都宮 ゆり	区議会議員
4	”	おおさわ 大沢 たかし	区議会議員
5	”	さとう 佐藤 かずゆき	区議会議員
6	”	さとう 佐藤 こと	区議会議員
7	”	たけだ 竹田 ひろし	区議会議員
8	”	ひらた 平田 りさ	区議会議員
9	”	くりはし ひろあき 栗橋 弘明	(一般財団法人) 王子防火防災協会理事長
10	”	てしま かずお 手嶋 一男	赤羽防火防災協会長
11	”	かとう かずのり 加藤 和宣	滝野川防火防災協会長
12	”	かわもと ともゆき 河本 知幸	王子消防署長
13	”	うるま たかひと 漆間 誉人	赤羽消防署長
14	”	むらかみ げん 村上 元	滝野川消防署長
15	”	わたなべ ゆういち 渡邊 雄一	王子消防団長
16	”	さいとう すみお 齋藤 澄男	赤羽消防団長
17	”	おかの かずや 岡野 一也	滝野川消防団長

※都議会議員・区議会議員は五十音順、その他は建制順。

北区消防団運営委員会 席次表



平成29年2月8日
北区消防団運営委員会決定

北区消防団運営委員会傍聴規程

(目的)

第1条 この規程は、特別区の消防団の設置等に関する条例（昭和38年東京都条例第53号）に基づき設置する北区消防団運営委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の手続)

第2条 委員会を傍聴しようとする者は、先着順とし、係員の指示に従い入場、着席するものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、会場に応じ事前に委員長が定めた人数とする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 人に危害を加え又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (3) ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し又は携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、審議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと
- (3) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと
- (4) 携帯電話、パソコン等情報端末機器の電源を切ること
- (5) 写真撮影、録画及び録音等をしないこと

(6) 前各号に定めるもののほか、審議の秩序を乱し又は審議の妨害となるような行為をしないこと

(傍聴人の退場)

第6条 委員長は、傍聴人がこの規程に違反したときは、当該傍聴人に退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、委員長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、委員長が判断するところに従うものとする。

附属機関等の会議の公開基準について

17北総総第1419号

平成18年3月29日区長決裁

(目的)

第1条 この基準は、東京都北区情報公開条例（平成12年12月東京都北区条例第63号。以下「条例」という。）第21条に規定する情報公開の総合的な推進に関する区の責務を果たすため、区政に関する正確で分かりやすい情報を区民が迅速かつ容易に得られるよう、附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする附属機関等)

第2条 この基準は、次に掲げる附属機関等に適用する。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき区長その他の執行機関に置かれる附属機関
- (2) 要綱等により区長その他の執行機関に置かれる附属機関に準ずる機関（区の職員のみで構成される機関を除く。）

(会議の公開)

第3条 附属機関等の会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は公開しない。

- (1) 法令、条例、規則、要綱等の規定により、会議を公開しないこととしている場合
- (2) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものを扱う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(会議の非公開の決定)

第4条 附属機関等の会議の非公開の決定は、前条第1号に該当する場合を除き、原則として附属機関等の長が当該機関に諮って行う。ただし、あらかじめ会議の議題の内容が前条第2号又は第3号の非公開事由に該当することが明らかな場合は、この限りでない。

2 附属機関等が、前項の規定により、会議の非公開を決定するときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の周知)

第5条 附属機関等は、会議を公開する場合は、会議の名称、議題、開催日時、開催場所等について、原則として北区ニュース及びホームページで公表する

よう努めるものとする。

(会議録の作成及び公表)

第6条 附属機関等は、会議終了後速やかに会議録を作成するとともに、附属機関等の庶務を担当する課の窓口において会議の概要を閲覧に供し、特に必要と思われるものについては、当該概要を北区ニュース及びホームページで公表するものとする。

2 前項の規定により、会議録の概要を閲覧に供し、又は公表する場合は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものは、閲覧に供せず、かつ、公表しないこと。

(2) 公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれのある場合は、発言者の氏名を閲覧に供せず、かつ、公表しないこと。

付 則

1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

2 この基準は、施行の日以降に開催される附属機関等について適用する。

北区消防団運営委員会の答申

1 諮問事項

『変化する社会情勢に適応し特別区消防団の組織力を向上させ住民の負託に応え続ける方策はいかにあるべきか』

2 北区消防団運営委員会開催経過

- 第1回 : 令和5年12月12日
 第2回 : 令和6年 6月20日
 第3回 : 令和7年 1月（書面会議）

3 北区消防団運営委員会答申内容

諮問事項を審議するにあたり当委員会では、区内3消防団に所属する全員を対象にしたアンケートを実施し、その結果を分析し審議しました。

そして、大きく4項目に分け結論を出し、東京消防庁へ答申しました。

<p>1 入団し、継続したいと思える組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ やりがいの強化 ・ 活動環境の多様化への対応 ・ 実践に即した訓練の推進
<p>2 多様な人材が力を発揮できる活動環境の向上について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信手段の強化とDXの推進 ・ 身体的な負担の軽減 ・ 女性が安心して活動できる環境の整備
<p>3 計画的な人材育成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な消防活動能力の習得 ・ 活動能力の可視化と目標の明確化
<p>4 地域における消防団の認知度の向上について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的な地域交流 ・ 「防災」コミュニティの構築

4 対応方針

特別区内の各運営委員会からの答申に基づき、東京消防庁から示された対応方針については別紙のとおり

凡例 ■R7年度～ ■導入に向けた検討等 □継続して推進

I 活動を継続したいと思える組織の活性化方策		
	主な答申	対応方針
① 訓練や都民指導の推進と負担軽減	○可搬ポンプによる放水を伴う実戦的な訓練の推進 ○地域特性に応じた訓練の推進 ○火災以外の災害対応訓練の充実	□方面訓練場や署訓練施設の活用等、地域特性に応じた実戦的な訓練の推進 □工夫した訓練の取組紹介による時勢に応じた活動の推進
	○防災や救急知識を活かした災害活動や訓練指導による地域貢献	□火災出場時の確実な水利部署、積極的な消火活動の推進 ■災害や火災予防等の防災知識の向上 （総合防災部と連携したアプリやマイタイムラインの普及等） □防災訓練や総合防災教育における都民指導の推進
	○消防団行事の内容見直しや効率的な訓練による負担軽減	■新たな消防団点検の試行による団員一人一人の訓練機会の創出と負担軽減
② 講習や研修の充実	○既存の研修・講習の拡充及び取得資格を活かし続ける体制の確立	■機関員技術や各種資機材取扱技術の新たな講習や研修の検討 ■可搬ポンプ実技講習の実施による消火活動力の向上と講習の実施拡大の検討
	○協力事業所団員や特殊技能団員などのあらゆる分野に長けた消防団員を講師とした知識技術の教養	□特殊技能団員や研修受講者による消防団内での教養の推進
③ 処遇の改善	○管轄外に転居や転勤をしても、継続して活動できる体制の構築	■管轄外に転居、転勤等した場合においても、一定の条件を満たす場合に継続して活動できる体制の整備
	○団員報酬、費用弁償の増額	■処遇改善のための費用弁償の増額
	○大規模災害団員や機能別団員を活用した入団促進及び退団抑制	□大規模災害団員の普及促進による入団促進・退団抑制
II 活動環境の充実・改善方策		
	主な答申	対応方針
① DX化の推進等	○タブレット端末を活用した消防団事務の効率化	■タブレット端末更新に合わせた音声マイニングツールや多言語ツール導入に向けた検討による利便性の向上
	○緊急情報伝達システムや電話に代わるアプリ等を活用したスムーズな出場体制の確立	■出場指令や各種連絡事項を個人スマホで受信できる消防団専用アプリの市場調査の実施による導入に向けた検討
	○MC A無線の代替機種を検討及び配置増強	■MC A無線機の更新機種及び各種無線機類の配置の最適化に向けた検討
② より活動しやすい資機材への発展的更新	○より安全性の高い防火服への改良	■I S O規格に準拠した新型防火服導入による安全性・機動力の向上 ■防火帽への階級標示シールによる消防署隊との連携強化の推進
	○瓦礫上でも容易に搬送できる運搬車の整備や各種装備資機材の軽量化・電動化	□既存資機材の更新に合わせた軽量化・電動化や耐久性の向上
	○分団本部の仮眠室や女性更衣室等の整備促進	□女性団員が活動しやすい環境（施設・服制）の整備推進

特別区消防団運営委員会の主な答申及び対応方針について

凡例 ■ R7年度～ ■ 導入に向けた検討等 継続して推進

Ⅲ 計画的な消防団員育成方策			
		主な答申	対応方針
①	教育訓練の改善	○経験豊富でリーダーシップのある消防団員からの訓練指導体制の確立	<input type="checkbox"/> 指揮幹部課研修終了団員による各消防団における訓練内容や指導體制等の主体的な検討促進
		○技量や経験に応じた目標設定や経験が浅い消防団員への教育体制の確立	■ 新入団員への東京消防団 e-ラーニングシステムによる基礎教育の充実（試行） ■ 消防救助機動部隊への視察研修の実施による意識醸成
		○操法訓練と実動訓練の目安などの自主的な検討	<input type="checkbox"/> 実戦的な訓練の継続した推進
		○実戦的な訓練・東京都大会・全国大会の実施方法の乖離による負担増に対する対応	<input type="checkbox"/> 実戦的な訓練と操法訓練のバランスなど消防団による主体的検討 ■ 新たな消防団点検の試行による検証
②	教材の充実	○東京消防団 e-ラーニングコンテンツの充実等ソフト面の強化	■ CG動画制作等による現場判断力や安全管理能力の向上 ■ 東京消防団 e-ラーニングのコンテンツの更なる充実
		○経験の浅い消防団員に向けた教育訓練資料の充実	■ 災害現場で有圧水利等に部署する際の可搬ポンプ運用要領の整備
Ⅳ 消防団を地域住民により知ってもらう方策			
		主な答申	対応方針
①	地域や学校教育への参画	○区や町会主催の地域行事や防火防災訓練等による認知度向上	<input type="checkbox"/> 総合防災教育における消防団員講師による防災の普及啓発の推進 <input type="checkbox"/> 学校ネットワーク等を活用した地域連携への参画
		○消防少年団や総合防災教育における児童・生徒に対する防災指導	<input type="checkbox"/> 防火防災訓練や総合防災教育における防火防災指導の推進
		○積極的な災害活動による地域貢献	<input type="checkbox"/> 災害時における積極的な水利部署、下命に基づく放水活動の推進 <input type="checkbox"/> 各区等と連携した消防団の地域貢献や協力事業所等の周知
②	募集広報の推進	○デジタルサインやSNSを活用した情報発信強化	<input type="checkbox"/> 総合防災部、各区等と連携した多角的な広報の推進 <input type="checkbox"/> X（旧Twitter）、YouTube等のSNSを活用した消防団活動の募集広報の推進
		○区報等の地域情報誌を活用した特別区消防団のPR	■ 声掛けによる募集広報の機会を更に創出するため、団員募集カードの導入
		○消防団体験の導入及び制度の構築	■ 特別区消防団トライアル（体験実習）の導入に向けた検討 ■ 各防災関係機関（日本郵政、自衛隊等）と連携した入団促進

北区消防団運営委員会

➡ 諮問

**切迫する首都直下地震に備え、
効果的な活動の実現に向けた
災害活動力の継続的な強化方策**



北区消防団運営委員会

➡ 審議期間

**令和7年7月から
令和9年3月まで**

諮問の趣旨

令和6年元旦に発生した能登半島地震では輪島市での大規模火災など17件の火災が発生し、消防団は自ら被災しながらも地域住民の命を守るため、避難の呼びかけや消火活動など懸命な活動を展開されました。

首都直下地震では600件を超える火災が発生すると想定されており、地域住民の安全安心を守るには、消防署隊との連携した訓練や活動はもちろん、消防団が主体的に**実戦的な訓練**を推進し、災害時に確実かつ効果的な活動を展開していくことが必要不可欠です。

諮問の趣旨

その実現に向けては、地域社会の多様化に対応するために様々な主体との連携や取組に関する検討を進めるとともに、

消防団の災害活動力を継続的に高めることが重要であり、併せて**消防団員の負担軽減**にも配慮した取組が求められます。

これらを踏まえ、切迫する首都直下地震などの大規模災害に備え、効果的な活動の実現に向けた災害活動力を継続的に強化していくための方策について諮問するものです。



審議内容

活動技術の向上のための 消防団点検について

北区消防団運営委員会の今後の流れ

令和7年12月(第1回)

- ・前回の答申の説明
- ・今回の諮問の説明
- ・検討の方向性について

令和8年6月頃(第2回)

- ・アンケートの分析結果を説明
- ・答申案について

令和8年11月頃(第3回)

- ・答申を決定
(会議方式は未定)

令和8年5月頃

消防団員へのアンケートを実施

- ・実戦的な訓練の効果の確認(自信・手ごたえ)
- ・他にやれることはないか(「気づき」の創出)
- ・アンケート結果の分析

- ・最終的な意見の集約と確認
- ・答申案の修正

令和9年3月末日までに
答申を送付

新たな消防団点検の試行について

目的

首都直下地震では同時多発的に火災が発生すると想定されており、それら被害を軽減するためには、消防署隊と連携した活動はもちろんのこと、消防団が単独でも主体的に活動していくことが重要になります。

現在も、各消防団において実戦的な訓練を推進し、災害活動力の向上を図っているところであり、消防団員の負担軽減を考慮しつつ実戦的な訓練の推進による災害活動力の更なる強化を図ることを目的として、新たな団点検を試行するものです。

各消防団の実施日

【滝野川消防団】

実施日時	令和7年10月26日（日） 9時00分から12時00分まで
実施場所	東京消防庁第五消防方面訓練場（北区西ヶ原2-1-1）
訓練内容	延焼中の火災に出場し、消防署隊と連携した団本部運営及び各分団で消火栓部署後にホースバックを活用しホース延長及び放水を実施

【赤羽消防団】

実施日時	令和7年10月26日（日） 9時00分から12時00分まで
実施場所	赤羽消防署志茂出張所敷地（北区神谷3-1-1-22）
訓練内容	震災時を想定し、出場から放水及び傷者の救出救護を一連の流れで分団ごとに実施

【王子消防団】

実施日時	令和7年12月7日（日） 9時00分から12時00分まで
実施場所	東京消防庁第五消防方面訓練場（北区西ヶ原2-1-1）
訓練内容	住宅火災を想定し、出場から水利部署、情報収集、延焼阻止活動行う総合訓練を分団ごとに実施



活動技術の向上

- 実戦に即した消防訓練（団点検）を振り返って、改めて、どのように感じさらにブラッシュアップするにはどのようにすればよいか
長期的な影響を消防団員に与えることができるか等について
消防団の方々へアンケートを取りたいと思います。



第2回 北区消防団運営委員会開催

アンケート結果を踏まえ

令和8年6月頃開催（予定）